

令和6年8月2日

福祉要望・懇談会

会場 西日野にじ学園 新棟多目的室

時間 10:30～12:30

参加者 四日市市 健康福祉部 障害福祉課 加藤様 坂倉様
こども未来部 こども発達支援課 浅野様
朝日町 保険福祉課 佐藤様
子育て健康課 戸城様
川越町 福祉課 平田様
西日野にじ学園 加藤教頭・仰木先生・木下先生
PTA本部役員 各参加保護者

PTA会長挨拶

各市町福祉ご担当者様紹介

(質疑応答)

質問1

障がい者自動車燃料助成が1,250円と少なすぎるため増やしてほしいです。朝日町民プール利用料障がい者割引をしてほしいです。(小学部1年保護者)

回答

(朝日町)

幅広く障がいをお持ちの方に対応するために、この金額を設定することになりました。朝日町全体は持続可能な政策を推進していくために、この金額でしばらくは現状維持します。将来的に増額する可能性がないわけではありません。現在プールは休止中です。広く多くの方に利用していただきたいため、予算の都合もあり、今のところ現状維持ですが、再開する際には検討します。

質問2

扶養義務者の所得関係なく、特別児童扶養手当などの支給をしていただきたいです。(小学部1年保護者)

回答

(四日市市)

特別児童扶養手当は、国により全国一律に定められた制度で、所得要件等について市としてお答えすることは困難です。

質問3

療育手帳の等級B1なので四日市では対象とならず困っています。急に走りだしたり、危険予測ができないので、出入り口に近く広い区画だと安全に乗降できま

す。利用できるようになったらすごくありがたいです。(小学部2年保護者)

回答

(四日市市)

思いやり駐車場制度は三重県が実施しており、利用証を交付しています。対象者は、療育手帳Aをお持ちの方のほか、要介護の高齢者、けが人等となっています。また、手帳を所持していない方、等級に該当しない方でも、医師が記載した所定の証明書の添付により対象となる場合があります。申請受付は、障害福祉課のほか、県四日市庁舎2階福祉課です。なお、急がれる場合は、直接、県四日市庁舎への提出をお願いします。

質問4

相談支援事業所が18歳までの所、18歳以降も使える所を一覧にしてほしい。最新のものしてほしいです。(中学部2年保護者)

回答

(四日市市)

障害児相談支援事業所の一覧表は、こども発達支援課にありますので、お渡しすることができます。

現在、障害児相談支援での届け出のあった市内の事業所は、18歳未満及び18歳以上の方にも対応する児者ともに相談支援が可能な事業所です。ただし、運営母体が児の障害児通所支援を主に実施している、また逆に障害者の福祉サービスを主に実施しているなどにより、児又は者を得意とする相談支援事業所があります。

最新の情報については、三重県障がい福祉課のホームページ「三重県 障害福祉事業所一覧」等で検索すると直近の情報をご覧になれますので、ご確認いただきますように、お願いします。

質問5

①あけぼの学園について

訓練は年3回までというルールがあり、とても不便です。ホームページには保護者の心配や不安、悩みを受け止めながら、関わり方や保育・指導についてともに考え…などと書かれていますが、悩み事があり相談したくても

予約を取れるのが3ヶ月先ではタイムリーではありませんよね。

本当に「共に考え」と思っているなら、せめて月1で利用したいです。

なぜ年に3回までなのか、納得のいくご説明をお願いします。

人手不足なのでしょう。障がい者に予算を増やすことは難しいのでしょうか。

親切な先生ばかりなのでもっと通いたいです。

②市立図書館について

たくさんの学習室の設置ありがとうございます。学習室はあるのに知的障がい者のスペースはないのでしょうか。

市立図書館の障がい者サービスは視覚障がい者向けのサービスばかりですよね。

知的障がい者へのサポートはなぜないのでしょうか。

自閉症の常動行動でピョンピョン飛び跳ねたり、手をパチパチと叩いたりすることが、あると思います。手を叩いた瞬間に全員がこちらを見ます。

静かにしたくてもできない人がいるということ。静かにできないから利用できないと諦めるのではなく、お互いに認めあいましょう。

手を叩いても OK、声に出して本を読んでも OK、そんなスペースがあればとても利用しやすいです。みんなの図書館ですよ？ご検討のほどよろしく申し上げます。

(中学部 2 年保護者)

回答

(四日市市)

あけぼの学園の詳しい事業内容については、お手数ですが直接あけぼの学園にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

(PTA 会長)

市立図書館については秋に直接市長要望をします。

質問 6

通学支援は三重県ではないようですが、そのような支援をつくる予定はありますか。(中学部 3 年保護者)

回答

(四日市市)

通学支援については、福祉部署としては考えておりません。

(教頭)

定期代については就学奨励費で出ます。

(川越町)

川越町では「通学支援」はありませんが、県外の自治体で、医療ケアの必要な方を対象に行っているという情報は聞いております。

※「通年かつ長期にわたる外出」という点で、『移動支援事業』は、学校への通学のための利用は対象外となっておりますが、当町では、状況の聴き取りを行ったうえで、一定の要因のもとにお認めする場合があります。

(例：保護者の疾病、入院により一時的に送迎が困難な場合、通学ルートを覚えるための訓練として、一時的に利用する場合等)

(朝日町)

常時の支援はしていないが、突発でしかるべき理由があると判断した時に、ヘルパーを利用した期間限定の移動支援対応をしたことが過去にはありました。この件に関しては今後も考えていかなければならないと思います。

質問 7

・放課後等デイサービスは基本的には 2 3 日支給ですが、大変な状況にある人は最大 2 7 日まで増やすことが出来るようですがどのような場合に増やせるのかを教えてください。

・計画相談事業所の担当者の方に放課後等デイサービスを27日に増やせる人はどういう人が聞いてみると「私たちも教えてもらえなくて困っている」と言われたのですが、計画相談事業所に利用できる規定を知らせないのはどうしてでしょうか。（他の事業所も困っているような感じでした）

・放課後等デイサービスを増やしてもらいたいと思い、医師の診断書をもらいに行こうとすると電話がかかってきて「診断書をとっても25日以上増やすことは出来ない」と言われたのですが、診断書を見る前に支給日数が決まっているのはどうしてでしょうか？

私が「支援をお願いしたいから言っているのですが」と伝えると「とにかくそういうことですから」と言って一方的に電話を切られてしまったのですが、こういう対応は正しい対応だったのでしょうか？

・支給日数を増やしてもらった後、これは長期で使えるものではないので、3ヶ月後までにショートステイなどを使えるようにしてほしいと言われたのですが、障がいのある子に期限を決められても出来ないことも多いと思うのですが、なぜ期限を決められてしまうのでしょうか？（高等部1年保護者）

回答

（四日市市）

放課後等デイサービスの支給日については、国が定める事務処理要項に「原則として、各月の日数から8日を控除した日数を上限とすることと定められており、31日ある月であれば最大23日となります。極めて例外的に原則の日数を超える支給を決定する場合は、「著しい行動障害など児童の障害特性や保護者の障害・疾病状況などから、通常の日数を超えた支援が必要であって、日中一時支援や学童保育など他のサービスの利用も難しい場合」に検討をさせてもらう旨をお伝えしております。また、このことについては、四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会の相談支援部会において情報共有しており、その部会から各相談支援事業所へ情報提供されています。仮に相談支援専門員の方が問い合わせいただければ、同様に回答させていただきます。原則日数については、国が通所支援の支給日数の基準を定めていることから、平日の5日を利用し週末に休暇をとることを前提とされているものと考えております。そのため、原則の日数を超える支給日が必要であるかを確認していくために、通所支援のサービスに係るモニタリング期間を3か月として障害児支援計画の中で支給内容の見直しを行っております。

質問8

卒業後の日中一時支援をやっていただけ所が少ないので増やしてほしい。平日、仕事が終わった後利用できる所がないので、親の仕事の時間が短くなってしまっているので、放デイのような制度を作してほしいです。

学校の児童生徒が増えてきていて、教室が狭いし、クールダウンする教室がなくなっているの、子どもたちのストレスやトラブルが増えていると思います。

（高等部2年保護者）

質問 9

学校を卒業したら放デイが受けられなくなるので、大人も夕方みてくれる場を作ってほしい。

日中一時支援を増やしてほしいです。(高等部 2 年保護者)

回答

(四日市市)

4 月 1 日現在で市内には 5 5 か所の放課後等デイビスの事業所があり、実際は市外を含めて 8 3 か所ほどの事業所を利用されています。競合する事業所間でそれぞれ創意工夫した療育訓練や利用者のニーズに合わせたサービスを提供されております。利用にあたっては、事業所が提供する特色あるサービス等をご考慮いただき利用契約を結んでいただいているものと考えております。送迎をご希望される場合は、送迎サービスを行っている事業所の利用についてご検討いただきますようお願いいたします。

(PTA 会長)

夕方支援については、市長に福祉要望をしていきます。

(教頭)

学校としては、県教育委員会に校長を通して要望を継続して提出してまいります。

質問 10

昨年 1 2 月 8 日の中日新聞に、四日市市の「18 歳以上の障がい者の夕方支援」についての記事が載っていました。記事によると、4 事業者が「実施の同意」で 2 事業者が「実施に向け検討したい」とのことです。

太田義幸健康福祉部長が「具体的なニーズを把握し、事業者の体制の課題や事業者の精査を進めたい」と述べられていました。

特別支援学校の児童生徒や家庭にも調査するとも書かれていました。

その後の進捗状況、今後の展望を教えてください。(高等部 2 年保護者)

回答

(四日市市)

夕方支援については、検討中です。3 年ごとに障害福祉サービスの制度改正と事業所への報酬単価の改正などが行われるのですが、令和 6 年度がその改正の年度に当たりました。その中で、生活介護サービスについては、一日単位の報酬が、時間単位の報酬に変わり、支援時間が長くなるほど、報酬が増える仕組みとなりました。現在、事業所から報告された支援時間の確認を行い、年内に予定しているアンケート内容を検討しています。3 年ごとに制度改正が行われることから、高等部の生徒にお願いしたいと考えています。

質問 11

災害時の要支援者に対する取り組みを教えてください。(高等部 2 年保護者)

回答

(四日市市)

災害時に自分で避難することが困難な人を対象に、本人からの申請により、避難行動要支援者名簿の登録を進めています。対象は、療育手帳A、身体障害者手帳1～2級、要介護3～5などの認定を受けている人です。該当していなくても、理由を記載していただくことにより、登録が可能となる場合があります。希望される方は、障害福祉課に登録用紙がありますのでご連絡ください。登録されますと、災害時に自治会などに情報が提供されます。ただし、名簿に登録されていても、災害状況によっては、支援が困難になることもご了解ください。

質問12

他市町村の事業所を利用する際、送迎してもらえないことが多く、保護者が送迎となるため、送迎補助の仕組みを考えてほしいです。(高等部3年保護者)

回答

(四日市市)

現在、放課後等デイサービスは市内55か所(4月現在)以上、市外を含めて83か所位を利用されていると把握しています。

事業所によって特色あるサービスやニーズの工夫をしています。

どのサービスを利用するか選択する際に、送迎のある事業所をご利用してください。市外や県外となると、送迎の負担が増えますので、市内の事業所を選択することも考慮ください。

～会場の保護者からの質問～

質問13

他都道府県の手帳を所持しており、手帳を使って、四日市市のプールを利用しようとしたのですが、できませんでした。

なぜでしょうか。(小学部1年保護者)

回答

(四日市市)

市営プールの職員がどのような判断をしたのか、現時点では回答できません。担当課に伝え、学校を通じて回答させていただきます。

質問14

夕方支援については、検討中とありましたが、朝の支援はないのでしょうか。8時30分から勤務の正社員だとスクールバスや送迎が難しく、正社員で働きたくても働くことができません。

回答

(四日市市)

朝の支援は難しいと思いますが、事業所へのアンケート項目に加えるよう検討したいと思います。

質問 15

平田さんへ質問です。ご挨拶の中で「18歳の壁」とおっしゃっていましたが、どのようなことがあるのか教えてください。

回答

(川越町役場福祉課 平田様)

特別支援学校等卒業後、それまで利用していた放課後等デイサービスが使えなくなるといった『18歳の壁』に直面します。

福祉サービスの通所系に進路を決めた場合、利用時間が短くなってしまう(早く家に帰ってくる)という不安を感じているお母様方からのお話は、いくつか伺っております。これまで通所しておられる作業所や生活介護事業所(他県)が、日中一時支援を始めると言ってくださった際には、ご相談のあった方(ご家族)のご事情をお聞かせいただき、夕刻からの日中一時支援の利用をお認めしてきました。川越町は小さな町なので、今のところ利用に関する要望は少ないですが、これから18歳となり学校を卒業される方の中で、夕方支援・居場所を求められるケースが増えてくると考えております。しかし、夕方支援として日中一時支援をしている事業所はまだまだ少ないのが現状です。近年、町内の就労系事業所さんが、夕方支援として日中一時支援を始めたいとおっしゃってくれました。利用については、相談支援専門員さんと一緒に状況をお聞かせいただきながら支給を決定していかなければと考えています。

当町においても、療育手帳を取得される方が増加していますので、今後子どもたちが18歳になって学校を卒業する時に、希望される支援・サービス(日中一時支援等)がスムーズに利用できるか、社会資源の不足で困らないか、ということが心配です。体制が整わないと、保護者の方々の生き方(家族が働きかける両立支援等)にもかかわってきます。その点が私たちの考える『18歳の壁』です。

(四日市市)

18歳までは児童相談所で手帳の申請をしますが、18歳以上は市役所の障害福祉課が窓口となります。月に対応できる人数も限られてきますので、療育手帳の次回判定月より半年以上前に予約をしていただきますようお願いいたします。次回判定月の確認をしてください。

質問 16

避難行動要支援者名簿の登録は、療育手帳Bは障害福祉課で申請する必要があります。

るという事でよいでしょうか。

回答

(四日市市)

手帳の内容に関わらず、その通りです。

質問 17

朝日町や川越町では災害時対応はどのようになっていますか。

回答

(朝日町)

防災環境課が担当。四日市市と基本的には同じと認識しています。

(川越町)

避難行動要支援者名簿に登録した方が75%。

支援計画を細かくたてることが大事です。それにより、いざという時に迅速な避難対応ができます。各地区で説明会を開き、地区の方と一緒に対象者のお宅に訪問しています。

計画書を一人1枚ずつ作成することで、時間はかかりますが、いざという時に逃げ遅れてしまうということを減らしていきたいのでご協力ください。

質問 18

先ほどの手帳を使ってプールで割引ができることなど担当者の方がその情報を知らなかったという事があるのですが、問い合わせた時に電話口に出られた方が新しい方だとうまく答えてもらえなかったことがあり、がっかりすることがある。たくさんの情報量の共有を部署内でどのようにしているのか、四日市市に答えていただきたいです。

回答

(四日市市)

異動してきた職員などに研修を実施していますが、すべての制度を短期間に習得するのは難しいのが現状です。周りの職員に尋ねながら対応していく旨を、課内で再確認させていただきます。

質問 19

ヘルプマークは一人1枚の配布ですか。複数枚ほしいです。

回答

(四日市市)

ヘルプマークは1枚とさせていただきます。破損等の場合は、障害福祉課

までご連絡ください。電話でも可能です。

質問 20

入学時にヘルプマークを数年前までは学校から配布していましたが、今でも配布していますか。

回答

(教頭)

今は配布していません。